



内閣感染症  
危機管理統括庁

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定のポイント

---

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定のポイント

- 政府行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの
- 有事に際しては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針を作成し、対応を行う

記載項目	現計画	新計画
策定/改定	2013年策定 ✓ 2017年に一部改定	約 <b>10年ぶり</b> 、初の <b>抜本改正</b> ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（JHS）の設置 ✓ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン ✓ 治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載 ✓ 国際連携や情報収集、情報提供・共有等について記載	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、 <b>準備期の取組を充実</b> ✓ 協定締結により医療提供体制（入院、発熱外来）や検査体制等（検査機関、宿泊療養）を整備 ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ 民間企業も含めた研究開発エコシステムの構築やDXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥国民生活・国民経済	<b>13項目に拡充</b> ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済 ※新設項目に下線 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約90ページ → 約230ページに拡充
横断的視点	—	<b>各分野横断的な取組として5つの視点</b> を設定 ✓ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大への対応	— ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 <b>対策の機動的切替え</b> ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	— ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ おおむね6年※ごとの改定を <b>明記</b> ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化 ※ 感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定 各論のポイント①

- 改定にあたり、旧6項目から新13項目へと各論の項目を拡充
- **全ての項目**に関して、**新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等**を踏まえ、**記載を充実**

## 新規項目

記載項目	現計画	新計画
⑤水際	<p>一定の記載</p> <p>(4)予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫強化</li> <li>✓ 航空機等の運航制限の要請</li> <li>✓ 国内発生以降の水際対策</li> </ul>	<p><b>対応策を具体的にきめ細かく記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 病原体の性状等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、<b>水際対策を決定</b></li> <li>✓ 状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等の見直しを実施</li> </ul>
⑦ワクチン	<p><b>新型インフルエンザのみを念頭</b></p> <p>(4)予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プレパネミックワクチンの備蓄、予防接種体制</li> </ul>	<p><b>新型インフルエンザ以外も念頭に記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平時からの<b>研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組</b>を記載</li> <li>✓ 準備期から国、都道府県、市町村、医療機関等が連携して<b>接種体制</b>の準備を進める</li> <li>✓ <b>予防接種事務のデジタル化</b>を始めとするDXの推進</li> </ul>
⑨治療薬・治療法	<p><b>新型インフルエンザのみを念頭</b></p> <p>(5)医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、使用</li> </ul>	<p><b>新型インフルエンザ以外も念頭に記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平時からの<b>研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組</b>を記載</li> </ul>
⑩検査	<p><b>ほぼ記載なし</b></p> <p>(5)医療</p>	<p><b>新たに記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 協定締結により、有事に必要な<b>検査体制</b>を平時より整備</li> <li>✓ PCR検査や抗原定性検査等につき、<b>研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組</b>を記載</li> <li>✓ 各検査の特徴や国民生活・経済への影響も踏まえた<b>検査方針</b>を平時から整理し、有事に対応</li> </ul>
⑪保健	<p>一定の記載</p> <p>(5)医療</p>	<p><b>新たに記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 都道府県等が行う<b>相談対応、検査、積極的疫学調査、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援等</b>の業務について、平時からの保健所や地方衛生研究所等の体制整備を含めて記載</li> <li>✓ <b>保健所業務ひっ迫時の支援体制</b>、病原体の性状、感染状況に応じた<b>体制の見直し</b>について記載</li> </ul>
⑫物資	<p>一定の記載</p> <p>(6)国民生活・国民経済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 物資の備蓄、運送、売渡し要請</li> </ul>	<p><b>対応策を具体的にきめ細かく記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 準備期において、関係機関における必要な医療機器や個人防護具を<b>備蓄・配置</b>し、<b>備蓄・配置・需給状況を定期的に確認</b></li> <li>✓ 初動～対応期において、<b>流通調整</b>や<b>生産要請</b>を適切に実施し、必要な物資を確保</li> </ul>

## 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定 各論のポイント②

### 以前からあった項目

記載項目	現計画	新計画
①実施体制	(1)実施体制 一定の記載	<p><b>国による総合調整の強化</b>を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内閣感染症危機管理統括庁、JHSの設置</li> <li>✓ 国・都道府県による必要に応じた<b>総合調整</b>や指示を明記</li> <li>✓ 国からの財政上の措置や地方債の発行による<b>財源の確保</b></li> </ul>
②情報収集・分析 ③サーベイランス	(2)サーベイランス・情報収集 一定の記載	<p><b>項目を2つに分け、各々記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ DXを活用した、迅速な<b>情報収集</b>による<b>施策への反映</b>について記載</li> <li>✓ 感染症に関するデータを体系的・包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報として提供する「<b>感染症インテリジェンス</b>」の概念を明確化して記載</li> <li>✓ 状況に応じた<b>サーベイランスの切替え</b>（全数把握から<b>定点把握</b>への移行等）を明記</li> </ul>
④情報提供・共有 リスクミ	(3)情報提供・共有 一定の記載	<p><b>項目名に、リスクコミュニケーションを追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 可能な限り<b>双方向のコミュニケーション</b>に基づくリスクミを行うことを記載</li> <li>✓ <b>偏見・差別、偽・誤情報への対応</b>を明記</li> </ul>
⑥まん延防止	(4)予防・まん延防止 一定の記載	<p><b>記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 準備期において、<b>対策実施時に考慮する指標やデータ等の検討</b>を行う旨を記載</li> <li>✓ 感染症の特徴に基づき、<b>具体的な感染拡大防止策</b>（外出自粛要請、休業要請等）を緩和を含め<b>機動的に適用</b>することを明記</li> <li>✓ <b>対策の効果と国民生活・社会経済活動への影響を総合的に勘案</b>し、必要に応じて、強度の高いまん延防止対策（まん延防止等重点措置・緊急事態措置等）の<b>実施の検討、実施地域・期間・業態等の判断</b>を行う旨を明記</li> </ul>
⑧医療	(5)医療 一定の記載	<p><b>記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平時における都道府県と医療機関との間の<b>協定締結</b>により、有事における<b>医療提供体制を整備</b>する旨を記載</li> <li>✓ <b>DXの推進</b>（医療機関等情報支援システム（G-MIS）による状況把握、電子カルテ情報の標準化等）を明記</li> </ul>
⑬国民生活・国民経済	(6)国民生活・国民経済 一定の記載	<p><b>記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>国民の心身への影響に関する対応</b>（自殺、メンタルヘルス、孤独・孤立、高齢者のフレイル、こどもの発達・発育）や事業者に対する支援等を記載</li> </ul>



内閣感染症  
危機管理統括庁

## 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要

---



# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要 ①

- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、2013年に策定**（2017年に一部改定）
- 今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改正**  
「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、  
国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正も反映し、**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応**できる社会を目指す
- 次の感染症危機においては、**本政府行動計画を参考**に、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、**基本的対処方針を速やかに作成**し、対応

## 1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」  
国や地方公共団体等の関係機関において、**平時から実効性のある訓練を定期的**に実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立上げ**を迅速に行う体制を確保
- **国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築

## 2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
  - 6項目だった対策項目を**13項目に拡充**。内容を精緻化
  - 特に**水際対策や検査、ワクチン等**の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方等**を整理
  - 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化
- ※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

## 3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に**、**中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
  - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

## 4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

## 5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を**毎年度フォローアップ**※
- ※特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**



# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要 ②

## 各論13項目の概要

### ①実施体制

- ・国、地方公共団体、JHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には政府対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断・実行

### ⑤水際対策

- ・国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるため、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を総合的に実施
- ・病原体の性状等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき水際対策を選択・決定
- ・状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等見直しを実施

### ⑧医療

- ・医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- ・平時から、予防計画及び医療計画に基づき、都道府県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応

### ⑪保健

- ・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して、住民の生命と健康を保護する
- ・都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化を行う

### ②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・サーベイランス及び情報収集・分析の体制構築やDXの推進を通じた、平時からの効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施
- ・感染症対策の判断に際した、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮

### ⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて対策の縮小・中止を機動的に実施

### ⑨治療薬・治療法

- ・重点感染症を対象とした治療薬の研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む一貫した対策・支援を実施

### ⑫物資

- ・感染症対策物資等※が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性
- ・平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関を始めとした必要な機関に感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成

※医薬品、医療機器、個人防護具等

### ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、国民等が適切に判断・行動
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスク管理体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

### ⑦ワクチン

- ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、重点感染症を対象としたワクチンの研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し迅速に接種を進めるための体制整備を行う
- ・予防接種事務のデジタル化やリスクコミを推進

### ⑩検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う
- ・平時には機器や資材の確保、発生直後より早期の検査立上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う

### ⑬国民生活・国民経済

- ・感染症危機時には国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性
- ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・国等は影響緩和のため必要な対策・支援※を行う

※生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等



# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要 ③

## 横断的な5つの視点

<h3>I. 人材育成</h3> <p>平時から中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成が重要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 専門家養成コース(FETP、IDES養成プログラム)等の活用による <b>専門性の高い人材の育成</b></li><li>・ 感染症危機管理 <b>人材の裾野を広げる取組</b>として、より幅広い対象(危機管理部門、広報部門等)に <b>訓練・研修を実施</b></li><li>・ <b>地域</b>での人材の確保・育成 地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員等</li></ul>	<h3>II. 国と地方公共団体との連携</h3> <p>感染症危機対応では、<b>国と地方公共団体の適切な役割分担</b>が重要 (国：基本的方針の策定、地方公共団体：感染症法・特措法等に基づく実務)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため 平時から <b>国と地方公共団体等の連携体制・ネットワーク構築</b></li><li>・ 国から地方公共団体への <b>情報発信の工夫</b>により、地方公共団体から住民・事業者等へ適切な情報提供</li><li>・ 平時から <b>意見交換・訓練</b>を実施し、連携体制を不断に強化</li></ul>
<h3>III. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進</h3> <p>DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国と地方、行政と医療機関の <b>情報収集・共有・分析基盤の整備</b></li><li>・ 保健所や医療機関等の <b>事務負担軽減</b>による対応能力の強化</li><li>・ <b>予防接種事務のデジタル化・標準化</b>による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等の医療DXの推進</li><li>・ 将来的に、電子カルテと発生届の連携、臨床情報の <b>研究開発への活用</b></li></ul>	<h3>IV. 研究開発への支援</h3> <p>危機対応の初期段階から研究開発・臨床研究等を推進し、<b>ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化</b>につなげることが重要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>平時から</b>、有事におけるワクチン・診断薬・治療薬の開発につなげるよう、<b>医療機関、研究機関、製薬企業等の連携を推進</b>し、<b>企業等の研究開発を支援</b></li><li>・ 初期段階から国が中心となり、<b>疫学・臨床情報等を収集</b>関係機関での臨床研究・研究開発に <b>活用</b></li></ul>
<h3>V. 国際的な連携</h3> <p><b>感染症危機は国境を越えてグローバルに広がる</b>ことから、対応に当たっては<b>国際的な連携が不可欠</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>国際機関</b>や諸外国の<b>政府、研究機関等と連携</b></li><li>・ こうした連携を通じ、<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平時の情報収集(新興感染症等の発生動向把握や初発事例の探知)</li><li>・ 有事の情報収集(機動的な水際対策の実施、研究開発への活用)を行う</li></ul></li></ul>	



神奈川県感染症対策協議会設置運営要綱の一部改正に係る新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">神奈川県感染症対策協議会設置運営要綱</p> <p>（目的） 第1条（略）</p> <p>（協議事項） 第2条（略）</p> <p>（委員） 第3条（略）</p> <p>（委員の任期） 第4条（略）</p> <p>（会長及び副会長） 第5条（略）</p> <p>（会議） 第6条（略）</p> <p>（部会の設置） 第7条（略）</p> <p>（事務局） 第8条 本協議会の事務局は、神奈川県健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課感染症対策連携グループに置き、事務局長は神奈川県健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課感染症対策担当課長をもって充てる。</p>	<p style="text-align: center;">神奈川県感染症対策協議会設置運営要綱</p> <p>（目的） 第1条（略）</p> <p>（協議事項） 第2条（略）</p> <p>（委員） 第3条（略）</p> <p>（委員の任期） 第4条（略）</p> <p>（会長及び副会長） 第5条（略）</p> <p>（会議） 第6条（略）</p> <p>（部会の設置） 第7条（略）</p> <p>（事務局） 第8条 本協議会の事務局は、神奈川県健康医療局医療危機対策本部室感染症対策連携グループに置き、事務局長は神奈川県健康医療局医療危機対策本部室感染症対策連携担当課長をもって充てる。 2 本協議会の運営にあたって、事務局は関係各課の協力を求めることがで</p>

<p>2 本協議会の運営にあたって、事務局は関係各課の協力を求めることができる。</p> <p>(委 任) 第9条(略)</p>	<p>きる。</p> <p>(委 任) 第9条(略)</p>
----------------------------------------------------------------------	------------------------------------

附 則  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



## 神奈川県感染症対策協議会設置運営要綱

## (目的)

- 第1条 感染症に関する情報の把握や初動体制等緊急時の予防体制を整備し、県内における感染症のまん延防止対策を協議するため、神奈川県感染症対策協議会（以下、「本協議会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十条の二に規定する都道府県連携協議会は、本協議会をもってあてる。

## (協議事項)

- 第2条 本協議会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 感染症の予防計画に関すること。
  - (2) 医療機関に対する感染症に関する医療知識の普及に関すること。
  - (3) 県民に対する感染症に関する知識の普及に関すること。
  - (4) 感染症の情報収集、解析及び還元に関すること。
  - (5) その他、感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項に関すること。

## (委員)

- 第3条 本協議会の委員（以下「委員」という。）は20名以内とし、次に掲げるもののうちから選任する。
- (1) 感染症指定医療機関
  - (2) 診療に関する学識経験者の団体
  - (3) 関係行政機関
  - (4) その他の関係機関
  - (5) 会長が必要と認めたもの

## (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

- 第5条 本協議会に会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
  - 3 会長は、本協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

## (会議)

- 第6条 本協議会は、必要に応じ会長が召集し、その議長となる。
- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を本協議会に出席させることができる。

(部会の設置)

第7条 会長は、協議事項に関し専門的な検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の運営は、部会長に一任する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、神奈川県健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課感染症対策連携グループに置き、事務局長は神奈川県健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課感染症対策担当課長をもって充てる。

2 本協議会の運営にあたって、事務局は関係各課の協力を求めることができる。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が本協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月4日から施行する。

2 第4条第1項の委員の任期について、平成23年3月12日を始期とする委員の任期については、平成25年3月31日を終期とする。

附 則

この要綱は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。